

学校教育における人権教育推進のための重点

人権教育とは

人権に関する知的理性和人権感覚の涵養を基盤として、意識、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育である。

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」

1 鳥取県がめざす人権教育

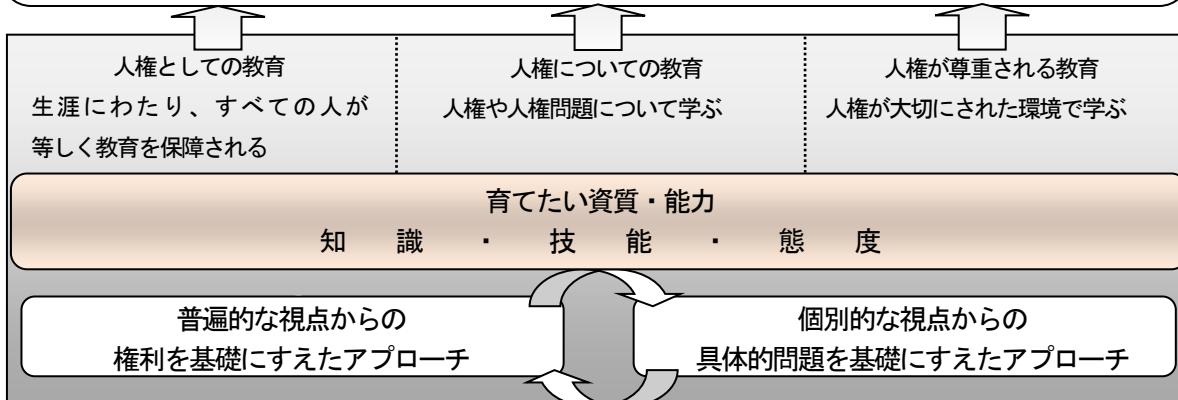
～「鳥取県人権教育基本方針－第2次改訂－」～

(平成29年3月)

人権のための教育（豊かな人権文化を築く資質を備えた人間の育成）

【人権教育がめざすもの】

- 本来持っている能力を發揮し、自己実現を図る
- 人権尊重の社会づくりの担い手であることを自覚する
- 多様な人々と豊かにつながり、共に生きる



【参考】○本県の人権教育の基本的考え方の継承

- ・同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づける
- ・国際社会で培われてきた人権教育の原則に立脚する
- より一層の対応が求められている問題（近年顕在化した問題）への対応
 - ・「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」等
 - ・北朝鮮当局による拉致問題、東日本大震災等の災害の被災者に関する問題、アイヌの人々、個人情報の保護、職場における人権問題、ひきこもりの状態にある人の人権にかかる現状と課題

2 重点事項

「育てたい資質・能力（知識・技能・態度）」を軸とした教育実践

「育てたい資質・能力」の育成をめざした教育活動の実践の充実のために

- 「育てたい資質・能力」について教職員間の共通理解を図る。
- 人権教育全体計画、人権学習年間指導計画に「育てたい資質・能力」を明記する。
- 人権学習指導案に「育てたい資質・能力」を明記する。

多角的な評価による見直し・工夫・改善のために

- 児童生徒による自己評価アンケート等に「育てたい資質・能力」を盛り込むなどの工夫を行う。
- 授業研究会を行ったり、外部助言者に評価を求めたりする。

いじめの未然防止等生活につながる人権教育の創造

児童生徒の実態に応じた指導内容・指導方法のために

- 「協力」「参加」「体験」を意識し、学びがいのある授業づくりを行う。
- 発達段階を考慮した効果的な学習教材の選定・開発を行い、人権学習年間指導計画等の見直しを行う。
- 各教科のねらいや特質をふまえた学習を行う。

人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を育成するために

- 普遍的な視点を意識し、個別的な視点と往還させる授業づくりを行う。
- 多面的・多角的に考え、主体的に判断する力の育成をめざした授業づくりを行う。